

# 欧陽脩の曹魏正統論とその撤回について

田 中 靖 彦

はじめに

一般に、三国時代に関する言説は、正統論と関連を持つ印象がある。だが、唐代までの三国論に、我々が想起するような一尊的正統論の傾向は極めて薄い。また、『三国志演義』に典型として見られる、現在でも一般的と思われる曹魏対蜀漢という二項対立的な捉え方も、さほど普遍的ではなかった。漠然と曹魏を中心に三国時代を捉える傾向は強いものの、曹操英雄論と諸葛亮賞賛が同時に成立し得るなど、多様な展開を見せている。

多様な展開を見せた三国論は、周知の通り、北宋諸儒の議論を経て、南宋期に蜀漢正統論という一つの完成を見る。そこには朱熹の影響が大きいとする見解が古くから有力で

あるが、この「正統論」なる発想は、北宋の欧陽脩が打ち立てたという。本稿は、この欧陽脩に着目し、彼の唱えた三国論と正統論との関係を扱う。なかんずく重視すべきは、はじめ曹魏正統論を提唱した欧陽脩が、後にそれを破棄したという事実である。本論はこれを鍵として欧陽脩の三国観を探り、その特徴と背景、およびその影響について論ずるものである。

## 一・初期北宋朝の三国論

欧陽脩の三国論をより立体的に把握するための素地として、北宋朝廷の三国論について、簡単に確認しておく。

## (一) 北宋朝の曹魏尊崇

初期北宋朝では、三国のうちでは曹魏に対し高い地位を与える傾向にあった。詳細は以前拙稿にて述べたことがあるが、<sup>4)</sup>ここで再度簡単に整理しておく。

乾徳年間（九六三―九六八）、太祖趙匡胤の代に出された歴代帝王廟の祭祀（『文献通考』卷一百三・宗廟考三）によると、魏太祖すなわち曹操は、四等級に分けられた歴代帝王の中で、第二等級となっている。加えて、文帝（曹丕）は第三等級に、明帝（曹叡）・高貴郷公（曹髦）・陳留王（曹奐）は四等級に列せられており、曹芳を除く曹魏皇帝すべてが祭祀対象となっていることが分かる。初期宋朝が曹魏を歴代王朝の系譜に連なる王朝と認識していたことを窺わせる。

一方で同史料では、蜀主劉備・関羽・張飛・諸葛亮らは「前代の功臣・烈士」であり、「皆 勳徳高邁にして、当時の冠為り」という。賞賛には違いないが、初期北宋朝にとつて、劉備をはじめとする蜀漢人士は「臣」なのであった。曹魏が歴代王朝の系譜に列せられているのとは大きな違いと見るべきであろう。

かかる宋朝の三国論を概括するかのようには、真宗朝に勅命で編纂された『冊府元龜』は、三国の「正統」の所在について、以下のように述べている。

……其後、建安失御、三国分峙、魏文受山陽之禪、都天地之中。謂之「正統」、得其宜矣。劉先主僻處梁益、孫大帝遠挾江左、自窃尊名、靡有神器、誠非共工之匹。然亦異於「正統」、故同為閭焉。劉氏雖為孝景之後、有季漢之称、蓋以赤伏之数已尽、黃星之兆又彰、不足挾矣。<sup>5)</sup>（『冊府元龜』卷一百八十二・閔位部・総序。傍線部筆者）

以前、注（4）所掲拙稿でも挙げた史料であるが、本稿の関心である「正統」の語が確認できる欧陽脩以前の史料でもあるため、ここに改めて挙げる。同史料についての考察は同拙稿をご参照いただきたいが、本史料の説く三国論には、大きな特徴がある。

まず一つの特徴は、曹魏を「正統」とし、呉蜀は「正統」ではないと明言していることである。先に見た曹魏皇帝に対する扱いと併せて考えても、これが初期北宋朝の三国論に関する公式見解と見て良いであろう。

そして二つの特徴は、「ここで述べられていることは単なる曹魏尊崇ではなく、三国正統論としての曹魏正統論である」という点である。それまでの三国論は、曹操と諸葛亮が同時に賞賛の対象となったりと、良くも悪くも多様な展開を見せることが多かった。また、習鑿齒のような例

外を除けば、宋代以前は曹魏を中心に三国時代を捉える傾向が主流であった。そういった従来の三国論と比較したとき、『冊府元龜』の論は、曹魏を中心に三国時代を捉えるという姿勢こそ従来と共通するものの、その理由をきちんと論理立てて説明しようという姿勢が看取できる（それが現在の我々から見て論理的な説明となっているかは、また別である）。同史料は、魏蜀呉の三王朝を等しく「正統」を争う存在として扱い、それぞれの「正統」性を検証し、その上で蜀呉は「閔」と定義づけ、曹魏のみを「正統」と定義している点に特徴がある。しかも、「正統」の最大の判断基準は、漢↓魏という継承関係や三国の勢力比較という現実的側面に据えており、唐代までで重んじられてきた五行説に対する関心は僅かに「赤伏」「黄星」を傍証として引用する点にとどまっている。前述のように、「正統」の概念を打ち立て、正統論を始めたのは欧陽脩であるという理解が一般的である。だが、魏蜀呉をはじめとする歴代王朝一つ一つに「正統」の資格があるか否かを検証するという点、そして五行説に対する関心の稀薄さにおいて、欧陽脩以後に見られる正統論の持つ要素が、既に『冊府元龜』所収の前掲史料には認められる。

北宋朝が曹魏を「正統」とした理由であるが、まず考えられるのは、従来の三国論が当時ではまだ影響力があった

からであろう。三国時代の終了より、三国時代を曹魏を中心に捉えることは、いわば常識であった。かかる概念が北宋初期にも未だ根強く残っていたことは想像に難くない。また、宋朝が曹魏を自らの仮託先とし、それゆえに曹魏を「正統」とせざるを得なかったという側面が看取できる。『四庫全書総目』は以下のように説く。

（西晋の陳寿は曹魏を、東晋の習鑿齒は蜀漢を「正統」としたと述べた上で）此猶宋太祖篡立近於魏、而北漢・南唐蹟近於蜀、故北宋諸儒皆有所避、而不偽魏。（『四庫全書総目』史部一・正史類『三国志』）

宋の太祖趙匡胤による篡奪は曹魏と似ており、北漢・南唐は事績が蜀漢と似ているから、北宋諸儒はみな避けるところがあつて、曹魏を偽としなかつたというのである。この指摘の通り、初期北宋と曹魏には類似点が多い。建国が禅譲によるものであること、天下最強でありながら、太祖趙匡胤の代では天下統一は成らなかつたことである。前述の曹操の地位を定めた勅命が出された乾徳年間、南漢・南唐・北漢は健在であり、宋が北漢を下すのは、次の太宗の代のことである。中原に位置した宋が、境遇の似た曹魏に自らを擬し、敵対王朝に対し自己正当化を行ったという側

面はあるだろう。

## (二) 北宋の自己正当化と「正統」

かかる「正統」の概念がこの時期の宋において萌芽した理由は、景德元年（一〇〇四）に結ばれた澶淵の盟に代表される契丹との関係に求められる。多くの先行研究が指摘するように、同盟約が宋側に与えた衝撃は大きく、そこから生じた宋による自己正当化の理論として「正統」の概念が芽生えたと理解できよう。<sup>(9)</sup>

すなわち、初期北宋朝が「正統」に拘泥し、曹魏に高い位置づけを与えたのは、宋朝みずからが自己の正当性や權威に瑕疵があることを自覚したがゆえに、その裏返しとして「正統」に拘り、「自分だけが「正統」である」と宣言する意図があった、という点が指摘できるのである。曹魏尊崇も斯かる自己正当化の一環として理解できるのであり、自己投影先として最適であったが故に、曹操と曹魏は「正統」の地位を与えられたのであった。

ただし曹魏が高らかに称揚される一方で、劉備・諸葛亮らも「功臣」という扱いながら高く評価されているように、当時は「正統」な王朝のみを認め、その敵対王朝は丸ごと否定する」といった意識もまだ確立しきつてはいないことが窺われる。かかる三国論が展開された北宋代は、三国

論の過渡期であった。そしてこの北宋代は、正統論勃興の時でもあり、三国の「正統」が様々に論じられている。では、その正統論の祖とされる欧陽脩は、いかなる三国観を有していたのであろうか。

## 二・欧陽脩の正統論と曹魏観の変化

蘇軾は、「正統之論、起於欧陽子」（『正統論三首』弁論二）と述べており、かかる「正統論は欧陽脩により起こった」という認識は現在でも定説となっている。<sup>(10)</sup> また彼は『新唐書』や『五代史記』（『新五代史』）の撰者としても著名である。彼は歴代王朝の「正統」性の検証に深い関心を持っており、正統論に関する著述を多数残した、正統論と三国正統論の流れの中でも極めて重要な位置を占める人物である。

### (一) 欧陽脩の著作改訂について

欧陽脩の三国論を検討する前に、確認しておくべき点がある。それは、欧陽脩が自著の一部を晩年に改訂しており、該当作品は改訂の前後で大きく内容が異なるという点である。南宋の周必大は、以下のように指摘している。

惟『居士集』経公決択、篇目素定。而參校衆本、有増損其辞至百字者、有移易後章為前章者。皆已附注其下。如「正統論」「吉州學記」「瀧岡阡表」、又迥然不同、則收實外集。<sup>12)</sup> (『歐陽文忠公文集』附録卷五)

歐陽脩の文章には改訂されたものがあり、その中でも特に「正統論」は大きく異なっているというのである。重沢俊郎「歐陽脩の正統論」(『東方学会創立二十五周年記念東方學論集』東方学会、一九七二年)は、「歐陽脩の正統問題を主題とする論説は、はじめ七篇に分けて述べられたものが、後に現在の「正統論」三篇の形に改編されたものと見られている。しかし、内容上の本質的な変化はない」と説く。これに対し東英寿は、歐陽脩が「正統」と認める王朝に変化があったこと、最初は「正統」と認めていた五代に「正統」を認めなくなつたことを指摘し、重沢説に疑義を呈している。<sup>13)</sup> 東はまた、歐陽脩の正統論は改訂前と改訂後で大きく変更が加えられているため、全編にわたつて文章修改の過程を克明に跡づけることは難しいとも説く。<sup>14)</sup> 歐陽脩の正統論に改訂があつたことは、彼の三国論にも変化があつた可能性を物語る。このことを踏まえて、彼の説く正統論と三国論の關係について検証していこう。

まず、歐陽脩による正統論関連の文書について、本論の

関心に基づいて整理してみたい。東英寿は、『居士外集』(単に『外集』ともいう)校勘の記述にある指摘を参考に、<sup>15)</sup> 歐陽脩の正統論関連の著述を、慶曆四年(一〇四四)の前後で大きく三つに分類する。<sup>16)</sup> すなわち、慶曆四年以前のもの(「原正統論」「明正統論」「秦論」「魏論」「東晉論」「後魏論」「梁論」。東はこれをA群と呼称)と、それ以後のもの(「正統後論」「魏梁解」「或問」「正統弁」。東はこれをB群と呼称)、そして、これらを更に編纂しなおして『居士集』に収録したもの(「正統論序論」「正統論上」「正統論下」「魏梁解」「或問」)の三つである。歐陽脩は『居士集』編纂の際、A群の七篇のうち「原正統論」を整理して「正統論上」とし、残り六篇のうち「魏論」「梁論」を除く四篇を整理して「正統論下」とし、それにB群の「或問」「魏梁解」を加えて収録し、更に「序論」を新たに作つた。以上が東の整理であり、本論もおおむねこれに従う。ただし、B群のうち「正統弁」は破棄されており(注(51)も参照)、「正統後論」は『居士集』『外集』いずれにも採録されないもので考察対象外となるため、B群の時期の歐陽脩の正統論に関する思想を考察することは難しい(「魏梁解」「或問」が『居士集』に収録されているので、どちらかというとうとB群は『居士集』所収のものに近い思想と捉えるべきかもしれない)。そこで本論では便宜上、歐陽脩の正統論を大き

く二つに分けて考えることとし、慶曆四年以前を「改訂前」、以後を「改訂後」と呼称し、改訂前の欧陽脩の正統論及び三国觀を示す材料として「原正統論」「明正統論」「秦論」「魏論」「東晋論」「後魏論」「梁論」（いずれも『外集』巻九）、改訂後のものとして「正統論序論」「正統論上」「正統論下」（以上は『居士集』巻十六収録 および「魏梁解」（『居士集』巻十七）を中心に検証を進める。

## （二）「正統」の定義と該当王朝

欧陽脩は、「正統」について以下のように述べている。

「正」者、所以正天下之不正也。「統」者、所以合天下之不一也。由不正与不一、然後「正統」之論作。<sup>(17)</sup>

これは初期の作である「原正統論」でも、改訂後の文集である『居士集』収録の「正統論上」でも述べられており、一貫して欧陽脩の持論であった。

欧陽脩は、「正」すなわち天下の不正を正すこと、「統」すなわち天下の一つでない状態を一つに合すること、の二つを分けて考え、「正」にして「統」なるものが初めて「正統」たることが出来ると定義したのである。事実を重視する姿勢であり、従来の五行思想・讖緯説・天人相関説を否

定した点が大きな特徴である。附言するならば、現在では一般に「正統」の「正しい系統」の意で用いられるという印象が強いが、正統論の祖たる欧陽脩の定義はそうではなく、「正」と「統」が別個の概念であるところが興味深い。

だが欧陽脩は、歴代の王朝が必ずしも「正」「統」の両方を得られたわけではないことを知っていた。そこで彼は、歴代の王朝を以下の五つに分類する。すなわち、①「正」にして「統」な王朝、②「統」ではないが「正」な王朝、③「正」ではないが「統」な王朝、④五角な王朝が両立する状態、⑤「正」でも「統」でもない王朝、である。<sup>(18)</sup>そして彼は、歴代王朝がこの五つの枠のいずれに該当するか、議論を進める。

ただし前述のように、欧陽脩は初期に著した正統論関連の作品を、後に大々的に改訂している。そのため、改訂の前後で、「正統」と認める王朝にも少なからぬ変化が見受けられる。それについて確認してみよう。

改訂前作品の「明正統論」には、以下のようにある。

……夫居天下之正、合天下於一、斯「正統」矣。「堯・舜・三代・秦・漢・晋・唐。」天下雖不一、而居得其正、猶曰天下正当於吾而一、斯謂之「正統」、可矣。「東周・魏・五代。」始雖不得其正、卒能合天下於一、夫一天

下而居其上、則是天下之君矣。斯謂之「正統」、可矣。「如隋、是也。」天下大乱、其上無君、僭窃並興、「正統」無属、当是之時、奮然而起、並爭乎天下。「東晋・後魏。」有功者強、有德者王、威沢皆被于生民、号令皆加乎当世、幸而以大并小、以強兼弱、遂合天下於一、則大且強者、謂之「正統」、猶有說焉。不幸而兩立、不能相兼、考其迹則皆正、較其義則均焉、則「正統」者將安与乎。其或終始不得其正、又不能合天下於一、則可謂之「正統」乎、不可也。然則有不幸而丁其時、則「正統」有時而絶也。<sup>(2)</sup>（「」は割注を表す）

すなわち歐陽脩は、①に堯・舜・三代・秦・漢・西晋・唐を、②に東周・曹魏・五代を、③に隋を、④に東晋・北魏を列し、⑤には特に該当王朝を記していない。そして彼は、①②③に「正統」を認めている。改訂前に見られる特徴は、「正」統「」いづれも重視していること、曹魏は「正統」なる王朝と定義されていること、である。

ところが、改訂後作品である「正統論下」では、少しく様相が異なる。

……夫居天下之正、合天下於一、斯「正統」矣。堯・舜・夏・商・周・秦・漢・唐、是也。始雖不得其正、卒能

合天下於一、夫一天下而居上、則是天下之君矣。斯謂之「正統」、可矣。晋・隋、是也。天下大乱、其上無君、僭窃並興、「正統」無属、当是之時、奮然而起、並爭乎天下、有功者強、有德者王、威沢皆被于生民、号令皆加乎当世、幸而以大并小、以彊兼弱、遂合天下於一、則大且彊者、謂之「正統」、猶有說焉。不幸而兩立、不能相并、考其迹則皆正、較其義則均焉、則「正統」者將安与奪乎。東晋・後魏、是也。其或終始不得其正、又不能合天下於一、則可謂之「正統」乎。魏及五代、是也。然則有不幸而丁其時、則「正統」有時而絶也。<sup>(2)</sup>……

歐陽脩は、①に堯・舜・夏・商・周・秦・漢・唐を、③に西晋・隋を、④に東晋・北魏を、そして改訂前には言及のなかった⑤に曹魏・五代を列し、代わりに②は定義そのものが消失し、①③のみに「正統」を認める。

「正統」の定義に少しく変化が見られ、また「正統」と認められる王朝について大きな変化があることが確認できよう。いづれも、「正統」は時として絶えると定義するのは共通だが、改訂前の論は王朝の「正」「統」いづれも重きが置かれるのに対し、改訂後の論では「統」、つまり王朝が天下統一を果たしたか否かに重きを置いている。そし

てその「正統」観の変化から、改訂前は曹魏に対し「正」を認め、統一は出来なかったが「正統」を冠して良いとするのに対し、改訂後は、曹魏は「正」「統」のいずれをも得ていない王朝であり、三国時代は五代同様、「正統」の絶えていた時代だと定義されているのである。

### (三) 正統論改訂をめぐる先行研究

欧陽脩は、何故曹魏正統論を撤回したのであろうか。東夷寿は、欧陽脩が「正統」と認める王朝に変化があったこと、最初は「正統」と認めていた五代に「正統」を認めなくなったことを指摘し、欧陽脩の曹魏及び五代観転換の理由を、欧陽脩が『五代史記』執筆を通し五代に対する研鑽を積んだ結果、これまでの自己の五代に対する見方の誤謬に気づいたからだと言く。<sup>23</sup>首肯しうる説であるが、何を「誤謬」と見做すかという絶対的な価値基準がない以上、なぜ欧陽脩が梁を「正統」とすることを「誤謬」と見做すようになったかという点は疑問として残るであろう。また、三国正統論に関する欧陽脩の見解については、「正統論」を書き替えた理由としては、他にもたとえば魏に対する見解の修正（中略）を挙げることでもできよう」と簡単に触れるに留まっている。

林文孝「欧陽脩の正統論と歴史叙述」（『中国—社会と文

化』一八、二〇〇三年）は、基本的に東説に賛意を示し、正統論改訂後の欧陽脩の考えを「正統」という発想から解き放たれ、ありのままの事実が尊重されるような歴史叙述が、そこからは構想され得るように思われる」と述べる。だがもし林の指摘するように、欧陽脩が「正統」という発想から解き放たれたのなら、欧陽脩は何故「正統論」そのものを破棄しなかったのかという疑問は残るであろう。欧陽脩の論展開は、「正統」の概念から解放されているというより、むしろ「正統」をこそ軸として展開していると見たほうが自然であると思われる。<sup>24</sup>

欧陽脩はなぜ正統論を改訂し、曹魏正統論を破棄したのであろうか。これを検討するためにも、今少し欧陽脩の三国論について見ていこう。

### (四) 「正」から「悪」へ — 欧陽脩の曹魏観 —

正統論改訂前の欧陽脩は、三国の「正統」が曹魏にあることを示すための専著「魏論」を著しているが、彼はその執筆の目的を以下のように述べる。

……魏与呉・蜀為三国、陳寿不以魏統二方、而並為『三国志』。今乃黜二国、進魏而統之、作「魏論」。<sup>25</sup>（『明正統論』）



陳寿が編んだのが三国の歴史書であることに對し、呉・蜀を退け魏を進めることにあるというのである。そしてその「魏論」では、以下のように論ずる。

……不幸東漢無賢子孫、而魏為不討之讐。今方黜新而進魏、疑者以謂「与姦而進惡」。此不可以不論也。……自秦以來、興者以力。故直較其迹之逆順、功之成敗而已。彼漢之德、自安・和而始衰、至桓・靈而大壞。其衰亂之迹、積之數世、無異三代之亡也。故豪傑並起而爭、而強者得之。此直較其迹爾。故魏之取漢、無異漢之取秦、而秦之取周也。夫得「正統」者、漢也。得漢者、魏也。得魏者、晋也。晋嘗統天下矣。推其本末而言之、則魏進而正之、不疑。<sup>(26)</sup>

迹の順逆、功の成敗を較べるだけ、という事実重視の姿勢を強調した上で、「魏が漢を取ったのは、漢が秦を取り、秦が周を取ったのと変わらない。魏を「正」とするのに疑問は無い」と説いている。明確な曹魏正統論である。ただし同文からは、かかる欧陽脩の曹魏論に對し疑問の意見が既にあつたことも見て取れることに留意したい。

ところが、正統論改訂後の彼の見解が、曹魏と五代に對し「正」でも「統」でもない」と変わったことは既に見た。

改訂後の作品集である『居士集』に「魏論」は収録されず、代わつて彼の曹魏觀が展開されるのは「魏梁解」となる。

予論「正統」、弁魏・梁不為偽。議者或非予大失『春秋』之旨、以謂「魏・梁皆負篡弑之惡。当加誅絶、而反進之、是獎篡也、非『春秋』之志也。」予応之曰、「是『春秋』之志耳。魯桓公弑隱公而自立者、宣公弑子赤而自立者、鄭厲公逐世子忽而自立者、衛公孫剽逐其君衍而自立者、聖人於『春秋』皆不絶其為君。此子所以不黜魏・梁者、用『春秋』之法也。魏・梁之惡、三尺童子皆知可惡。……夫欲著其罪於後世、在乎不没其實。其實嘗為君矣、書其為君。其實篡也、書其篡。各伝其實、而使後世信之、則四君之罪、不可得而掩耳。使為君者不得掩其惡、則人之為惡者、庶乎其息矣。是謂用意深而勸戒切、為言信而善惡明也。……『春秋』之於大惡之君不誅絶之者、不害其褒善貶惡之旨也。惟不没其實、以著其罪、而信乎後世、与其為君而不得掩其惡、以息人之為惡。能知『春秋』之此旨、然後知予不黜魏・梁之是也。」〔魏梁解〕

前掲「魏論」と同様、曹魏や五代梁を大きく扱う欧陽脩の筆法に對する批判があることへの反論から、同論は始まる。

そして彼は、魏や梁の悪は子供でも知っていると、「その罪を後世に明らかにするには、その事実を隠さずに書き残すことである。君主であったということが事実ならば、その通りに書く。実際にあったことが寡奪だったのなら、その通りに書く。君主であつても悪行を隠蔽できないとなれば、人が悪を行うこともなくなっていくであろう。かか『春秋』の旨を理解できてはじめて、私が魏や梁を斥けないことの正しさが分かるのだ」という。

同文は一見、事実をありのまま記録する姿勢と、魏・梁を偽王朝と扱わない点は「魏論」と変わらないように見えるが、「魏梁解」を一見して気づくことは、「魏論」には見えなかった「悪」の表現が繰り返し用いられていることである。欧陽脩が何を以て魏・梁を「悪」と見なしたか、彼自身による直接の論及はない。ただ、「議者」との間答の論題は専ら「篡」であることや、「春秋」之志の実例として列挙される四人の君主が、いずれも自らの君主を殺したり放逐して自分が即位したことを強調されていることから判断するに、「篡」が魏・梁を悪とする最大の要素なのであろう。<sup>(28)</sup>

改訂後の欧陽脩の曹魏観で特筆すべきは、以下の二点である。まず一つめは、「魏論」で説いた曹魏の「正」という定義を撤回し、代わって「悪」という評価を明確に示し

たこと。二つめは、それでも曹魏を偽として斥けることをせず、その理由は「事実をその通りに書き残し、それによって魏と梁の悪を知らしめる」という姿勢、いわば「春秋の筆法」に基づくものであると論じていること。かかる点は、唐代の史家・劉知幾の史論との共通性が指摘し得るであろう。<sup>(29)</sup>

なお、改訂前には単独で扱われた「魏論」が改訂後には「魏梁解」となり、曹魏が五代梁と一括りで論ぜられていることも特徴として指摘できるが、これは改訂後のみの特徴とは捉えないほうが良いと思われる。欧陽脩は改訂前の正統論で既に曹魏と五代を同じ枠で「正」と定義していた。改訂後の「魏梁解」はその延長上と位置づけられる。曹魏と後梁にはいずれも天下統一に至らなかったこと、その成立について既に世間で批判の声があったことという共通点があり、一括して論じやすかったのであろう。<sup>(30)</sup>

#### (五) 諸葛亮への憧れ

欧陽脩の蜀漢観および蜀漢人士評価も確認しておこう。彼は生涯を通じ、公然と蜀漢正統論を唱えることはなかった。改訂前の論である「原正統論」では「劉備、漢之後裔、以不能一天下而自別称蜀、不得「正統」、可也」<sup>(31)</sup>と説き、劉備が漢の末裔であることを認めながらも、天下を統一し

ていないことから「正統」とは認めないと明言している。また、同じく改訂前作品にあたる「東晋論」にては、「若乃国已滅矣、以宗室子自立於一方、卒不能復天下於一、則晋之琅邪、与夫後漢之劉備・五代漢之劉崇何異。備与崇未嘗為「正統」、則東晋可知焉爾」と説き、天下を統一していない以上、東晋の司馬睿が「正統」でないことは、劉備も劉崇も「正統」ではないのと同様であると明言している。この考えは正統論改訂後も変わらなかったようで、『居士集』収録の「正統論下」にて東晋の「正統」を否定する段でも同様の論を展開している。つまり歐陽脩は、曹魏から「正統」を剥奪した後も、一貫して蜀漢および劉備を「正統」とする意志は無かったことが窺える。

だが、晩年の彼は、蜀漢・魏とまではいかぬにせよ、少なくとも呉・蜀を魏と同列に扱う史観の持ち主だった。そのことは、彼の史書分類法から窺える。『旧唐書』は『三国志』の魏書を呉書・蜀書と分けて分類するのに対し、『新唐書』では、三国いずれも同等に扱っている。『新唐書』は『旧唐書』の不備を補うべく、勅命によって編纂された書であり、十数年の歳月をかけて嘉祐五年（一〇六〇）に成立した。歐陽脩は同書の本紀・志・表を担当しており、その志においてわざわざ『蜀国志』『呉国志』を「偽史類」の項目から除外したのは、『旧唐書』による同二書を偽史とす

る扱いが歐陽脩にとつて誤った見解だったからに他ならない。<sup>36</sup>これは、改訂前の正統論で「魏論」執筆の動機として述べていた「陳寿が編んだのが三国の歴史書であることに對し、呉・蜀を退け魏を進める」（前述）という思想とは見事に反対の論ということになる。歐陽脩は、曹魏のみを中心に据える三国観を撤回したのである。

また、瑣事かもしれぬが、『旧唐書』に見えなかった諸葛亮の『論前漢事』が『新唐書』正史類に見えることも興味深い。諸葛亮が漢を論じた書をわざわざ追加し、しかも正史類に分類することは、歐陽脩の諸葛亮に対する思い入れの表れかもしれない。

歐陽脩の劉備や諸葛亮に対する見解は概して肯定的で、前述のように、「正統」ではないとしながらも劉備が漢の後裔であることを認めたのもその一つである。また彼は、理想的君臣関係として、劉備と諸葛亮の関係を引用している。

或有詰予曰、「然則用人者、不可專信乎。」応之曰、「斉桓公之用管仲、蜀先主之用諸葛亮、可謂專而信矣。不聞拳齊・蜀之臣民非之也。蓋其令出而拳國之臣民從、事行而拳國之臣民便。故桓公・先主得以專任而不貳也。使令出而兩國之人不從、事行而兩國之人不便、則彼二

君者其肯專任而信之、以失衆心而斂国怨乎。」(『居士集』卷十七「為君難論上」)

### 三、歐陽脩の境遇と宋の「正統」

#### (一) 政治的挫折

齊桓公と管仲、劉備と諸葛亮を例として、君主が臣下を信賴し、その臣下に政務を担当させ、それによって国の統治がうまくいったのだという主張である。後述するが、かかる論は、君主からの信賴に恵まれなかった歐陽脩の経歴と比較したとき、極めて興味深い。自己と異なり我が子を託されるまでに信賴された諸葛亮と、臣下に全てを任せる劉備の關係に対し、憧憬の念があったのであろう。

以上をまとめると、歐陽脩の三国論の特徴は、初めは曹魏を「正統」と定義したが、後にそれを撤回し、曹魏に対して「悪」という評価を下したことが、蜀漢や孫呉の「正統」は遂に認めなかったが、蜀漢に対しては肯定的態度が看取し得るということ、が挙げられる。

斯かる点を踏まえ、次章では歐陽脩の正統論が改訂された理由について、彼の境遇も手がかりとしながら検討してみたい。

景祐三年(一〇三六)、三〇歳の歐陽脩は、范仲淹左遷に異議を唱え、夷陵に左遷される(『統資治通鑑長編』卷一百十八・仁宗・景祐三年五月戊戌)。この夷陵貶謫は、歐陽脩が官僚人生を開始して味わった、最初の大きな挫折である。歐陽脩は夷陵の文明との縁遠さに愚痴をこぼしており、自己の境遇に大いに不満があったようである。翻つて歴史上、この夷陵において人生最大の挫折を味わった男は、蜀の劉備であった。<sup>(39)</sup>特に裏付ける資料は無いが、腐敗政治の黒幕(と彼が見なした)呂夷簡と対立する范仲淹を公然と弁護したことで左遷の憂き目にあった歐陽脩の脳裏には、臣下の仇討ちに出陣し、夷陵で大敗北を喫した劉備のことが想起されたのかもしれない。ただし、歐陽脩は劉備主従に肯定的ではあるものの、事は「歐陽脩は劉備と同じ場所での人生の挫折を味わい蜀鼻眞になった」という単純なものではない。現に、「明正統論」「魏論」など改訂前の正統論七首は、康定元年(一〇四〇)の作だといふ。<sup>(40)</sup>歐陽脩が曹魏正統論を展開したのは、夷陵貶謫後なのである。劉備への同情は、あったとしても一要素に過ぎぬであろう。ただし、この夷陵貶謫期、彼の学問傾向が大きな転

換を遂げたことは、既に多くの先行研究に指摘がある。<sup>(4)</sup>そして『五代史記』執筆が開始されたのは、彼が夷陵にいる間のことであることも注意すべきである。

その後、歐陽脩の夷陵貶謫前後から、宋は西夏の脅威が深刻となり、仁宗は改革を進めるべく、嘗て追われていた范仲淹や歐陽脩らを招聘して、改革の任に当たらせた。慶暦三年（一〇四三）に始まったこの改革は、慶暦の新政、あるいは慶暦の改革と呼ばれる。小島毅『中国の歴史7 中国思想と宗教の奔流 宋朝』（講談社、二〇〇五年）は、慶暦の改革を担った歐陽脩ら若手を、理想主義を掲げる「澶淵の盟のあとに生まれ、契丹の脅威を感じたことのない世代」、「戦争を知らない子供たち」と表現している。歐陽脩は、知識としては西夏問題は知っていたろうが、今度は実際の政治の場において、自らの仕える宋朝が、彼らが西方の野蛮人と見做していた筈の西夏の脅威に怯えるという現実を突きつけられたことになる。

慶暦の改革は、早くも慶暦五年（一〇四五）に頓挫する。それと時期を前後して歐陽脩は、またも左遷の憂き目に遭う。その後も歐陽脩は、濮議において司馬光らと激論を繰り返り広げ、挙げ句の果てには息子の嫁との密通で告発されるなど、不遇なことが多く、自ら求めて地方に転出した。彼は治平四年（一〇六七）、知亳州となっている。彼が赴任

したとき、真宗朝期に重視された亳州魏武帝廟はどのような様子だったのであろうか。同年五月に現地赴任した歐陽脩も謁している可能性があるが、これが彼の正統論や曹操評価に影響を与えた形跡は無い。尤も、彼は翌年十月には知青州として現地に赴任しているから、かくも短い亳州滞在では無理もないであろう。その後致仕を求めて許可された歐陽脩は、熙寧五年（一〇七二）閏七月、六十六歳の波瀾の生涯を閉じた。

## （二）現実に対する鑑戒としての史

歐陽脩の著した史書に、彼の抱いていた不満や現状に対する危機感が投影されていること、そして歴史を鑑とせねばならぬという意識が看取できることは、先行研究に指摘がある。たとえば石田肇「新五代史撰述の経緯」（『東洋文化』四一、四二合併号、一九七七年）は、『新五代史』撰述の契機を、景祐の党議における政治的挫折、すなわち夷陵左遷に求め、同書には彼自身の鬱憤が託されていると説く。また石田によると、歐陽脩は、彼が生きた慶暦二年を五代十国時代の再来とする危機意識を持ち、鑑戒として『五代史記』を執筆したという。また小林義廣によると、慶暦の改革を担った歐陽脩の現実社会に対する批判的認識が、『五代史記』において士大夫像・君主像・国家像として展開さ

れているといい、「欧陽脩は、『五代史記』を叙述しながら、自らの国家のあるべき姿を追求していたといえよう」と結論している<sup>(46)</sup>。小林義廣はまた、『五代史記』において「失節」の代表として批判される馮道への評価は呂夷簡評価と軌を一にしており、范仲淹を筆頭とする改革派は仁宗を信頼しておらず、『五代史記』の君主論には「用人」をよくする理想的君主像が投影されているとも説く。有名な「朋党論」は、仁宗が范仲淹らの朋党に猜疑の目を向けたことへの弁解的反論の性格を持つ。欧陽脩は、君主に対し不信任を持っていたという言い過ぎかもしれないが、少なくとも君主が自分たちを全面的に信頼していないことに不満を持っているたのは確かであろう。かかる欧陽脩の君主に対する心境は、劉備と諸葛亮の信頼関係に対する憧憬（前述）からも看取できる。

欧陽脩の史書著述の中に彼が有していた現実的意識の反映を看取するこれらの指摘は、首肯すべき見解であると思われる。となれば、欧陽脩の持つ歴史意識の中でも大きなテーマである「正統」も、彼の持つ現実に対する意識、国家観と無関係であろうはずはない。従来、欧陽脩の正統論に対しては「正統性そのものを問題としてそこにある原理を見出し、その原理によって各王朝の正統性の判定もしようとした」<sup>(48)</sup>とする理解を代表に、欧陽脩の政治的な意図や

現実社会に対する主張などとは無縁のものとして検討されてきたが、彼の正統論にも何かしら現実的な意図が込められていると考えるべきだと思われる。実際、正統論関連の著述である「魏梁解」にて、曹魏や梁の悪を明記することで悪事を行う人がいなくなるという鑑戒の作用を期待すると論ずる部分があることは、先に見た。

それでは、欧陽脩が正統論に投影した現実的意識とは何であろうか。

### (三) 北宋と曹魏

西晋以来隋唐まで、曹魏を中心に三国時代を捉える史観が主流であった大きな理由は、曹魏こそ禅譲による政権交代を確立した王朝であったことにある。北宋初期の曹魏正統論もその延長上に位置づけられるのであって、北宋の成立が曹魏と共通点が多かったことは、前掲『四庫全書総目』が「北宋の士大夫は避けるところがあつて曹魏を偽としなかった」と指摘する通りであった。かかる事実を踏まえたとき、欧陽脩が曹魏正統論を撤回したことは、極めて意味深長と言わねばならない。『四庫全書総目』の表現を借りるならば、避けるべきを避けずに曹魏を偽としたのである。これについて、取り上げておきたい点がある。欧陽脩は、改訂前の一連の正統論作品のうち、その総論的部分におい

て、以下のように述べている。

自周之亡迄于顛徳、実千有一百一十三年之間、或理或乱、或取或伝、或分或合、其理不能一概、是以論者於此而難也。<sup>49)</sup>（原正統論）

これとはほぼ同内容の箇所が改訂後の作品である「正統論上」にあることから、一貫した論であったと見て良い。ここで注目したいのは、改訂前は、宋の「正統」について特に論じていないという点である。大宋が「正統」な王朝であることは自明ゆえ、論ずる必要無しとの意識の表れであろう。ところが、改訂後の論においては、「正統論上」のほか序論でも類似したことを述べているのだが、ここには改訂後のみに見られる要素があることに気づく。

然堯舜三代之一天下也、不待論説而明。自秦昭襄訖周顛徳、千有余年。治乱之迹、不可不辨。而前世論者、靡有定説。伏惟、大宋之興、統一天下、与堯舜三代無異。臣故曰「不待論説而明」。（「正統論序論」<sup>50)</sup>）

改定前の正統論において、歐陽脩はわざわざ「宋は「正統」です」と言うことはない。ところが改訂後の正統論では、

これを序論にて主張している。「論ずるまでもないこと」と強調しているが、その論ずるまでもないことを論じているのも弁解的要素が看取できよう。宋の「正統」を否定した論だと批判される可能性があることも踏まえ、あらかじめ先手を打ったとも考えられる。そこまでして彼が主張しなかったことは何であろうか。<sup>51)</sup>

前述のように、初期趙宋と曹魏には類似性が高い。就中、真宗は自らと宋朝を曹操と曹魏に仮託すらしている（注（4）所掲拙稿参照）。となれば、歐陽脩が曹魏を「正統」から外したことは、宋の「正統」に対し何らかの意見を彼が有していた可能性が高い。

ここで、煩を厭わず歐陽脩の曹魏論の変遷を確認すると、以下のようになる。改訂前の論では、曹魏は「統」ではないものの「漢より取」ったから「正」であり、故に「正統」であるとした。ところが改訂後は、「正」はほとんど顧みられることなく「統」のみが重視され、それを達成できなかった曹魏は「正統」から除外されることとなった。

注意すべきは、かかる条件が趙宋にそのまま合致してしまふことである。趙宋は、禪譲により成立した史上最後の王朝であり、かかる禪譲による歴代王朝の継承関係は、「魏論」（改訂前）に従えば「正」の定義に該当する。ところが、改訂後の彼の論では「正」は重視されない。そして「統」

の要素に目を転ずれば、欧陽脩は「宋が天下統一したことは、堯舜三代と変わらない」と主張しているものの、実際のところ宋の悲願であった燕雲十六州の奪回は、遂に成就することはなかった。慶暦の改革期、西夏問題に実際に直面した欧陽脩は、これを特に実感したに相違ない。欧陽脩の表現を借りるならば、北宋は曹魏と同じく「統」を達成できなかった王朝なのである。欧陽脩は、かかる宋朝の現状に危機意識を抱いており、それが正統論にも表れたのであるまいか。東英寿の指摘する欧陽脩の著作改訂期の分水嶺が慶暦四年であること（前述）もこれを裏付ける。欧陽脩が正統論を改訂して曹魏の「正統」を否定したのは、慶暦の改革の最中、あるいはその挫折後ということになるからである。東によると、改訂後の「正統論」上下篇は、欧陽脩がその最晩年に『居士集』を編纂するに当たって作り替えたものであるという。これに従えば、改訂後の正統論は、欧陽脩の長い人生経験に基づき、彼のほぼ最終見解ということになるろう。

このように考えた時、改訂後の論において欧陽脩が宋朝の「正統」に言及していることと、曹魏や五代梁の「正統」を否定したこと、「正」ではなく「統」のみを重視するようになったことは、密接な関係があるように思われる。すなわち、「天下統一できなかった魏・梁に「正統」たる資

格はない。それと同様、契丹や西夏の脅威にさらされる我が宋朝の「正統」も揺らいでいる」というのが、欧陽脩の主張なのではあるまいか。

ただしこのことは、「欧陽脩は北宋と皇帝を憎んでおり、曹操や曹魏に比して北宋朝を悪し様に罵った」ということではない。これは彼なりの宋朝への忠義だったのであろう。齋木哲郎は、『新五代史』に見える筆法から、欧陽脩は「君主に仕える一途だけを臣下の忠義の証として」賞賛し、命をかけて忠節を尽くす臣下こそが宋朝存続に欠かせないという意識を持っていたという<sup>②</sup>。欧陽脩自身、宋朝と皇帝に対する忠義を持っていたことは確かであろうが、そのことは、政権や君主に対し全く不満が無いことを意味はしない。むしろ、忠誠を誓い、宋朝の繁栄を願えばこそ、主張したいこともあったに違いない。宋朝の現状が自らの理想と大きく乖離していることを憂いた欧陽脩が、現状に対する危機感を抱いたことの表出の一つとして、「正統」の定義および曹魏評価の変化を見たほうが良いのではあるまいか。「宋は曹魏と同様に「正統」ではない」と罵ったのではなく、「このままでは宋は曹魏や後梁同様に「正統」ではなくなくなってしまふ」と言っているのである。

欧陽脩の曹魏観が転換した理由の一つは、ここに求められよう。すなわち、はじめ欧陽脩は、宋朝の公式見解と同



様、曹魏を「正統」としたが、慶暦の改革の当事者として宋朝が「統」でないことを痛感したことにより、現状に対し強い危機感を抱き、「統」を重視する正統論を展開するに至った。そして、先代皇帝・真宗が尊崇し、北宋朝と類似した点の多い曹魏の「正統」を否定することを通して、このままでは宋自身も「正統」たりえないと警鐘を鳴らしたと考えられるのである。曹魏の「悪」を強調するようになったのも、現状に対する鑑戒の表れであろう。前述のように、歐陽脩の考える曹魏の「悪」とは篡奪を主に指していると思われる。これを厳しく批判する彼の思想は、齋木の指摘する「命をかけて忠節を尽くす臣下こそが宋朝存続に欠かせないという」欧陽脩の意識と軌を一にする。慶暦の改革を経験した欧陽脩にとって、曹魏は真宗期に見られたような宋の仮託であってはならず、「正統」の面からも「悪」の面からも、宋の反面教師たるべき存在となつたのである。<sup>(53)</sup>

#### (四) 欧陽脩の三国論の位置づけ

正統論の祖とされる欧陽脩であるが、注(10)などでも述べたように、彼以前から「正統」の表現はあった。とくに、欧陽脩に先行して編まれた『冊府元龜』で展開される三国正統論(前掲)は、曹魏のみを「正統」としたこと、

その理由を後漢から禪讓を受けたことに求めたこと、呉蜀の「正統」を否定したこと、五行説への関心が薄いことを特徴としているが、これは欧陽脩の正統論と極めて類似した論展開になっている。つまり欧陽脩の正統論は、彼が一から発明したものというより、当時の宋朝における「正統」の概念の萌芽という大きな流れの中で形成されたものと捉えるべきであろう。そしてこの「正統」という概念は、欧陽脩によって具体的な定義を与えられ(後世の論者は必ずしも彼の定義を遵守はしなかったが、それまで曖昧であった前代政権に対する評価も、「正統」を検討する議論、すなわち正統論という形で具体化されたのである)。

欧陽脩自身は、三国の中で曹魏を中心に扱うことは一貫していたものの、その「正統」は否定するに至り、「悪」という評価をも下した。また、曹魏と梁を同列に扱ったことにより、曹操は唐の篡奪者として大いに憎まれていた朱全忠に比肩する悪人と定義されたことになる。無論、既に見てきた通り、曹操を悪人とする意見は既に存在したが、朱全忠という彼らの生きた時代に近い憎まれ役に比せられることにより、篡奪者・悪人としての曹操像は、具体的に強い形象を持つことになったと思われる。

とまれ、北宋諸儒の三国論はこれ以降、「正統」を軸として展開し、南宋における蜀漢正統論へと繋がるのだが、

斯かる「正統」を軸とした三国論の展開は、欧陽脩抜きに語ることはできないのである。

### おわりに

北宋における正統論は、従来の単なる王朝の自己正当化の手段から一步昇華した側面を有していた。かかる正統論を確立した人物こそが欧陽脩なのであり、彼の正統論は「正統」が時として絶えることを公言するなどの側面を持ち、現代の我々から見ても現実的な歴史観の持ち主だと思わせる。ただし、彼の正統論は必ずしも純粹に「原理を見出し、その原理によって各王朝の正統性の判定もしようとした」<sup>(5)</sup>側面のみによって構成されているのではない。彼の著した『五代史記』がそうであったように、彼の史観の一側面を担う正統論にも、欧陽脩自身の持つ現実社会への意識を反映したという性格がある。彼の正統論には、契丹や西夏といった勢力の擡頭に対する危機感の表出としての性格が認められるのであり、一度は自ら認めた曹魏の「正統」を後年になって否定したことは、その最たるものであった。また、劉備と諸葛亮の君臣関係に対する賞賛は、政治的に不遇なことの多かった欧陽脩による劉備主従への理想視という性格を有している。

欧陽脩の立てた「正統」という定義は、同時代のみならず後世に大きな影響を与え、その後の三国論に対しても理論的枠組を提供した。かかる性格を帯びた三国論は、北宋諸儒の広範な議論へと発展してゆくが、それは稿を改めて論じたい。

### 注

(1) 六朝より唐代の三国論の特徴とその変遷に関しては、拙著『中国知識人の三国志像』（研文出版、二〇一五年）一～六章を参照。

(2) これについての概観は、近藤正則「資治通鑑綱目の周辺——蜀漢正統論と諸葛亮評価をめぐって——」（『漢文学会会報』三一、一九八六年）を参照。また筆者も、以前これに関して「三国論に見る朱熹の歴史意識」と題した発表を行い（東方学会平成二十四年度秋期学術大会）、現在論考を準備中である。

(3) 欧陽脩には、「欧陽修」とする表記もある。これについて小林義廣「欧陽修か欧陽脩か」（初出は『東海史学』三一、一九九六年。のち、小林義廣『欧陽脩 その生涯と宗族』創文社、二〇〇〇年に収録）によると、本人が「欧陽脩」と記すのを好んだ傾向が認められるという。また『宋史』卷三百一十九の本伝でも「欧陽脩」と記している。

本論ではこれらを踏まえ、先行研究題目などの例外を除いて「欧陽脩」で統一する。なお、欧陽脩の生涯については、前述した『宋史』本伝に加え、小林義廣『欧陽脩その生涯と宗族』（前掲）所収「欧陽脩小伝」、東英寿『欧陽脩古文研究』（汲古書院、二〇〇三年）上篇第一章「欧陽脩の略伝―その古文制作との関連を中心として―」、王水照・崔銘『欧陽脩伝』（天津人民出版社、二〇一三年）、劉德清『欧陽脩紀年録』（上海古籍出版社、二〇〇六年）を参照した。

(4) 前掲拙著第七章「澶淵の盟と曹操祭祀―真宗朝における「正統」の萌芽」、第八章「宋代における三国論の展開と「正統」を参照。

(5) 其の後、建安、失御し、三国分峙し、魏文・山陽の禪を受け、天地の中に都す。之を「正統」と謂ふは、其の宜しきを得たり。劉先主は梁益に僻処し、孫大帝は江左に遠拠し、自ら尊名を窃むも、神器有る靡く、誠に共工の匹に非ず。然して亦た「正統」に異なれば、故に同に閔為り。劉氏孝景の後為りて、季漢の称有りと雖も、蓋し赤伏の数已に尽き、黄星の兆又彰らかなるを以て、拠るに足らず。(6) 習鑿齒の三国論については、前掲拙著第三章「再仕官への希望と曹操評価―『漢晋春秋』の「蜀漢正統論」について―」を参照。

(7) 此れ猶ほ宋太祖の篡立は魏に近く、而して北漢・南唐は蹟蜀に近く、故に北宋の諸儒は皆避くる所有りて、魏を偽とせざるがごとし。

(8) 趙匡胤の即位に関する「陳橋の変」は、趙匡胤が半ば強制的に即位させられた美談として有名だが、この一連の即位劇が入念に準備された篡奪であったことはよく知られている。つまり趙匡胤の即位は、禪讓の形式は取っているが実際は単なる篡奪であり、この点も漢魏革命との類似点である。

(9) 澶淵の盟が宋の士大夫に与えた衝撃は、近藤一成「宋代士大夫政治の特色」(『岩波講座 世界歴史』9 中華の分裂と再生) 岩波書店、一九九九年)などを参照。また、溝口雄三・池田知久・小島毅『中国思想史』(東京大学出版会、二〇〇七年)は、唐全土の「再統一」を果たせなかつた宋が、遼に對抗して自らを唐の後継と主張するために用いた理論が正統論であつたと指摘する。澶淵の盟の衝撃は、こういった遼に対し優位性を示そうとする宋の意識を決定的なものとしたのであつた。

(10) 例えば、西順蔵「北宋その他の正統論」(『一橋論叢』三〇―五、一九五三年。『西順蔵著作集』内山書店、一九九五年、第一巻に採録)も、「正統という題目は北宋の欧陽脩がはじめて立てた」と指摘する。無論、欧陽脩

以前に「正統」という表現が無かったわけではない。例えば、饒宗頤『中国史学上之正統論』（香港竜門書局、一九七七年）は、王褒「聖主得賢臣頌」に見える「正統」を引いて、これは『春秋』の「王正月」と同義であるとす。また、汪文学「再論中国古代政治正統論」（『貴州文史叢刊』第六期）は、班固の書の中にたびたび「正統」が登場することに論究し、その意味するところは「帝位の正しい継承、血統の正しさ」といった意味であると指摘する。また本論で述べた通り、『冊府元龜』には欧陽脩の正統論と極めて似た概念で「正統」の語を使用した例がある。

(11) 南宋の人。欧陽脩の著作を集め『歐陽文忠公集』（『歐陽文忠公文集』とも）を編纂する。入念な校訂を経たもので、東英寿「欧陽脩の『居士集』編纂の意図」（『中国文学論集』一七、一九八八年）はこれを「後の欧陽脩文集の版本の決定版」と指摘する。本論で用いる欧陽脩の著作は、四部叢刊版『歐陽文忠公文集』を底本とした。なお、李逸安点校『欧陽脩全集』（中華書局、二〇〇一年）は、底本にこの周必大による版本ではなく、欧陽衡による版本を使用している。これについては、東英寿「欧陽衡『歐陽文忠公全集』について——中華書局『欧陽脩全集』の底本選択の問題点——」（『橄欖』一〇、二〇〇一年二月。前掲

『欧陽脩古文研究』に収録後、再改訂の上、同『欧陽脩新発見書簡九十六篇』研文出版、二〇一三年に収録）にてその問題点が指摘されている。

(12) 惟だ『居士集』のみは公の決択を経、篇目素より定まる。而れども衆本を參校するに、其の辞を増損すること百字に至る者有り、後章を移易して前章と為す者有り。皆已に其の下に附注す。「正統論」「吉州學記」「瀧岡阡表」の如きは、又迴然として同じからざれば、則ち外集に収す。

(13) 東英寿「欧陽脩の『居士集』編纂の意図」（前掲）。

(14) 東英寿「欧陽脩古文考——陰柔」の美の形成過程——」（『九州中国学会報』二七、一九八九年）および同「吉州學記」より見た欧陽脩の文章修改について」（『鹿大史学』四九、二〇〇二年）。いずれも改題の上、前掲『欧陽脩古文研究』に収録。

(15) 慶曆四年、京師刊『宋文粹』十五卷、皆一時名公之古文、「正統論」七篇在焉。蓋公初本也、『外集』此卷。則公所自改者、至『居士集』十七卷、方為定本。今並存之、使學者有考焉。（慶曆四年、京師にて『宋文粹』十五卷を刊す、皆一時の名公の古文にして、「正統論」七篇は焉に在り。蓋し公の初本は、『外集』の此の卷なり。則ち公の自ら改むる所の者は、『居士集』十七卷に至りて、

方に定本と為る。今並びに之を存し、学者をして考有らしむ」(『外集』巻九)とある。

(16) 東英寿「歐陽脩の『居士集』編纂の意図」(前掲)。同論は、慶暦四年、改訂前の正統論七首を含む『宋文粹』が刊行されたことを以て、同年を分水嶺としている。

(17) 「正」は、天下の不正を正す所以なり。「統」は、天下の不一を合する所以なり。不正と不一に由り、然る後に「正統」の論作る。

(18) 寺地遵「歐陽修における天人相関説への懐疑」(『広島大文学部紀要(日本・東洋)』二八一―二、一九六八年)はこれを専門に論じている。金鑫・曹家齐「説歐陽修的正統思想」(『史学史研究』二〇〇五年二期)は、歐陽脩の正統論は五徳終始説への批判を基礎としており、『春秋公羊伝』を理論的根拠とし、宋学の特徴を帯びたものであるという。一方で小林義廣「歐陽脩における歴史叙述と慶暦の改革」(『史林』六六―四、一九八三年。改題の上、前掲「歐陽脩 その生涯と宗族」に収録)は、歐陽脩の天人相関説の否定は全面的なものではないとする。

(19) 西順蔵前掲論文では、本稿の区分する④と⑤は統一して扱っており、差異を設けていない。確かに、歐陽脩の文章からは④と⑤に境界が設けられているか否か微妙であ

り、また④⑤いずれも「正統」と認めていない点は同様である。だが本論で述べたように、改訂後の論において歐陽脩は、「両立し、いずれも「正」で義が等しい」例として東晋と北魏を挙げているのに対し、「正」「統」いずれでもない王朝として曹魏と五代梁を挙げ、両者の間に厳然たる差異を設けている。歐陽脩の三国観を主題とする本論では、これを重視し、④と⑤に分けて考察を進めることとする。なお、西も重沢俊郎同様、歐陽脩の正統論に改訂があつたことについては触れていない。

(20) 四部叢刊所収『歐陽文忠公文集』所収「外集」巻九の校勘では、この箇所について「此下注文一有「魏及五代是也」六字」とあり、斯かる割注を記した版本が存在していたことが分かる。李逸安点校『歐陽修全集』(前掲)第二冊収録の同文が同箇所「魏及五代是也」という注を入れているのは、これを踏まえてであろう。ただし、斯かる割注がこの箇所にあつた場合、同文の前の部分にある「斯謂之「正統」、可矣。『東周・魏・五代。』』という一節や、「魏論」で展開される曹魏を「正」とする議論と矛盾することになる。推測の域を出ないが、とある版本では、歐陽脩の正統論に改訂があつたことに留意せぬまま、改訂後の「正統論下」の本文にある「魏及五代是也」の六文字を、改訂前の「明正統論」に割注として混入した

という可能性を指摘しておく。

(21) ……夫れ天下の正に居り、天下を一に合す、斯れ「正統」なり。「堯・舜・三代・秦・漢・晋・唐。」天下 不一なりと雖も、而れども其の正に居り得、猶ほ天下 当に吾に正にして一なるべしと曰ふ、斯れ之を「正統」と謂ふは、可なり。「東周・魏・五代。」始め其の正を得ずと雖も、卒に能く天下を一に合し、夫れ天下を一にして其の上に居らば、則ち是れ天下の君なり。斯れ之を「正統」と謂ふは、可なり。「隋の如きは、是れなり。」天下 大いに乱れ、其の上に君無く、僭窃 並び興らば、「正統」は属する無し、是の時に当たれば、奮然として起ち、並びに天下を争ふ。「東晋・後魏。」功有る者は強、徳有る者は王たりて、威沢は皆 生民を被ひ、号令は皆 当世に加へられ、幸にして大を以て小を并せ、強を以て弱を兼ね、遂に天下を一に合せば、則ち大にして且つ強なる者、之を「正統」と謂ふは、猶ほ説有り。不幸にして両立し、相兼ねる能はず、其の迹を考ふれば則ち皆 正にして、其の義を較ぶれば則ち均しければ、則ち「正統」は將た安くにか与へん。其れ或いは終始 其の正なるを得ず、又 天下を一に合する能はざれば、則ち之を「正統」と謂ふ可きや、不可なり。然らば則ち不幸にして其の時に丁ること有らば、則ち「正統」は時として絶ゆること有るなり。

(22) ……夫れ天下の正に居り、天下を一に合す、斯れ「正統」

なり。堯・舜・夏・商・周・秦・漢・唐、是れなり。始めは其の正を得ずと雖も、卒に能く天下を一に合し、夫れ天下を一にして上に居らば、則ち是れ天下の君なり。斯れ之を「正統」と謂ふは、可なり。晋・隋、是れなり。天下 大いに乱れ、其の上に君無く、僭窃 並び興らば、「正統」は属する無く、是の時に当たりにて、奮然として起ち、並びに天下を争ひ、功有る者は強く、徳有る者は王たりて、威沢は皆 生民を被ひ、号令は皆 当世に加へられ、幸にして大を以て小を并せ、強を以て弱を兼ね、遂に天下を一に合すれば、則ち大にして且つ強なる者、之を「正統」と謂ふは、猶ほ説有り。不幸にして両つながら立ち、相并すこと能はず、其の迹を考ふれば則ち皆 正にして、其の義を較ぶれば則ち均しければ、則ち「正統」は將た安くにか与へ奪はんか。東晋・後魏、是れなり。其れ或いは終始 其の正を得ず、又 天下を一に合すること能はざれば、則ち之を「正統」と謂ふ可けんや。魏及び五代、是れなり。然らば則ち不幸にして其の時に丁ること有らば、則ち「正統」は時として絶ゆること有るなり。

(23) 東英寿「歐陽脩の『居士集』編纂の意図」(前掲)。

(24) その他、歐陽脩の正統論に関する先行研究の代表として、陳芳明「宋代正統論的形成背景及其内容——從史學史的

観点試探宋代史学之二」(『食貨月刊』一一八、食貨月刊社、一九七一年)は、当時の史学における正統論軽視への警鐘と啓発を呼びかけた論文である。同論の発表年が、中華民國が国連から脱退した年であることも興味深い。日本では本論で言及した西順藏・小林義廣・東英寿・林文孝らの研究のほか、東英寿「欧陽脩の夷陵貶謫と古文復興運動」(『中国文学論集』一六、一九八七年。改訂・改題の上、前掲『欧陽脩古文研究』収録)などがある。劉連開「再論欧陽集的正統論」(『史学史研究』二〇〇一年四期)は、「欧陽脩の「正統」に対する解釈は文章ごとに一致していない。彼の「正統」に関する論述は実際のところ徳義と史学の二重基準なのであり、これは史家の正統理論と修史実践の乖離を暴露したものであって、「封建史学の二重性」を体現したものである」という。袁君煊「欧陽修正統悖論及其嬗變」(『内江師範学院学報』二〇一四年七期)は、欧陽脩の正統観に変化があったことを指摘した上で、彼の正統観の変化は彼自身が参与した儒学復興運動と呼応していると説く。

(25) 魏は呉・蜀と三国を為したれば、陳寿 魏を以て二方を統べしめず、而して並びに『三志』を為る。今 乃ち二国を黜け、魏を進めて之を統べしめ、「魏論」を作る。

(26) ……不幸にして東漢には賢き子孫無く、而して魏 不討

の讐と為る。今 方に新を黜けて魏を進むるや、疑者以謂へらく「姦に与して悪を進む」と。此れ以て論ぜざる可からざるなり。……秦より以来、興る者は力を以てす。故に直<sup>た</sup>だ其の迹の逆順、功の成敗を較ぶるのみ。彼の漢の徳は、安・和より始めて衰へ、桓・靈に至りて大いに壞る。其の衰乱の迹、之を積むこと数世、三代の亡と異なること無きなり。故に豪傑並び起ちて争ひ、而して強者 之を得。此れ直<sup>た</sup>だ其の迹を較ぶるのみ。故に魏の漢を取るは、漢の秦を取り、而して秦の周を取るに異なる無きなり。夫れ「正統」を得る者は、漢なり。漢を得る者は、魏なり。魏を得る者は、晋なり。晋 嘗て天下を統ぶ。其の本末を推して之を言はば、則ち魏 進みて之を正とすること、疑はざるなり。

(27) 予 「正統」を論じ、魏・梁の偽為らざるを弁す。議者或いは子を大いに『春秋』の旨を失せりと非り、以謂へらく「魏・梁は皆 篡弒の悪を負ふ。当に誅絶を加ふるべし。而るに反つて之を進むるは、是れ篡を奨むるなり、『春秋』の志に非ざるなり」と。予 之に応へて曰く、「是れ『春秋』の志のみ。魯の桓公の隱公を弒して自ら立つ者、宣公の子赤を弒して自ら立つ者、鄭の厲公の世子たる忽を逐ひて自ら立つ者、衛の公孫剽の其の君たる行を逐ひて自ら立つ者は、聖人『春秋』に於て皆 其の君為る

を絶たず。此れ予の魏・梁を黜けざる所以の者にして、『春秋』の法を用ふるなり。魏・梁の悪、三尺の童子も皆悪む可きを知る。……夫れ其の罪を後世に著さんと欲せば、其の実を没せざるに在り。其の実 嘗て君為れば、其の君為るを書す。其の実 篡なれば、其の篡を書す。各々其の実を伝へ、而して後世をして之を信ぜしむれば、則ち四君の罪、得て掩おほふ可からざるのみ。使君為る者其の悪を掩ふを得ざれば、則ち人の悪を為す者、其れ息むに庶ちかからん。是れ意を用ふることに深くして勸戒は切、言を為すことに信にして善惡明らかなるを謂ふなり。……『春秋』の大惡の君に於て之を誅絶せざる者は、其の褒善貶惡の旨を害せざるなり。惟だ其の実を没せず、以て其の罪を著し、而して後世に信ならしめ、其の君為るを与して其の悪を掩ふを得ざらしめ、以て人の悪を為すを息ましむ。能く『春秋』の此の旨を知りて、然る後に予の魏・梁を黜げざることは是なるを知るなり」と。

(28) なお、方志遠「歴史的奸臣与 奸臣伝」(『新華文摘』一九九九—四)は、『新唐書』によって二十四史で初めて「奸臣伝」という枠が設けられたことを指摘し、欧陽脩が「朋党論」で展開した理論と併せ考えて、「忠臣」と「奸臣」の別は欧陽脩によって生み出され定着していったことを指摘する。欧陽脩が担当したのは『新唐書』の本紀・

志・表であり、列伝は主に宋祁が担当したとされるが、列伝の記述にも欧陽脩の思想が大きな影響力を持ったと分析したのであろう。

(29) 劉知幾は、勸善懲惡を史の役割として重視していた。前掲拙著参照。錢大昕は、欧陽脩の『新唐書』が劉知幾の意見を繰り返し採用していると指摘する(錢大昕『十駕齋養新録』卷十三・「史通」)。

(30) 附言するならば、魏といえは梁、梁といえは魏を連想するのは、古く戦国時代に端を発する。三晋の一つ魏は、秦の脅威を避け大梁に遷都してより、梁とも呼称されるようになった。また後梁を創始した朱全忠も、唐朝から魏王に封ぜられそうになり、本人が怒って受けなかったという事実がある。このことは、他ならぬ欧陽脩の著した『新五代史』卷一・梁本紀第一・太祖本紀上に(「天祐二年」十一月辛巳、天子封王(≡朱全忠) 為魏王・相国、……備九錫。王怒、不受)とある。これらのことも、欧陽脩が魏と梁を一括して扱う発想に影響を与えたかもしれない。

(31) 劉備は、漢の後裔なるも、天下を一にすること能はずして自ら蜀と別称するを以て、「正統」を得ざるは、可なり。

(32) なお、『四庫全書』収録の同文では「劉備」が「昭烈」(劉備の諡号)と改められている(『四庫全書』集部・別集



類収録『文忠集』卷五十九「原正統論」。『四庫全書』収録の歐陽脩作品には同様の改変がいくつも見られ、清朝が蜀漢を「正統」と見做したい意図が見て取れる。

(33) 若し乃ち国已に滅び、宗室の子を以て自ら一方に立つとも、卒に天下を一に復すこと能はざれば、則ち晋の琅邪は、夫の後漢の劉備・五代漢の劉崇と何ぞ異ならん。備と崇とは未だ嘗て「正統」為らざれば、則ち東晋は焉を知る可きのみ。

(34) 『旧唐書』では、正史類の項に「魏国志」三十卷、陳寿撰・裴松之注」とある（『旧唐書』卷四十六・経籍志上・乙部史録）。『三国志』のうち、曹魏を扱った書のみ正史と扱っているのである。曹魏を「正統」王朝に列する初期宋朝の方針を反映したものであろうか。そして『旧唐書』は一方で、「蜀国志」十五卷・陳寿撰、「呉国志」二十一卷・陳寿撰・裴松之注、「呉書」五十五卷・韋昭撰……右七十五部、編年五十五家、雜偽国史二十家」となっている。同部分では「編年」と「雜偽国史」（乙部史類の冒頭の目録部分ではそれぞれ「編年類二」「偽史類三」としており、呼称が一定していない）の書名を連続して並べており、『蜀国志』は同枠内で五十六番目に列せられる書なので、「雜偽国史」の筆頭ということになる。附言しておく、ここに述べられている「右七十五部、

編年五十五家、雜偽国史二十家」には誤りがあると思われる。その理由の一つ目は、実際には同箇所に挙げられた書籍の数は七十五ではなく七十三であること。そして理由の二つめであるが、この七十三の書籍名は基本的に扱う時代順に並んでいるが、『蜀国志』の前に見える書籍名は「北齊記」「北齊志」「鄴洛鼎峙記」「隋大業略記」「隋後略」と、北朝や隋のものとなっていることを考えると、『隋後略』までが「編年」、「蜀国志」からが「雜偽国史」という区分になっていると思われるのであり（そもそも『三国志』蜀書・呉書を編年類に区分するということはなさそうであるが）、この考察に大過ないとすれば、雜偽国史の数は二十ではなく十八である。『四庫全書』所収『旧唐書』同箇所の考証にも「『蜀国志』十五卷、「呉国志」二十一卷、陳寿撰。「呉書」五十五卷、韋昭撰。」新書俱入正史類」とあり、さらに続けて「右七十五部、凡一千四百一十卷。」今按上止七十三部、一千三百四十三卷」と、巻数の誤りと、『三国志』蜀書・呉書の扱いが新旧『唐書』で異なることを指摘する。いずれにせよ、『旧唐書』が『三国志』蜀書・呉書を「雜偽国史」と区分しているという理解で大過ないと思われる。なお、饒宗頤『中国史学上之正統論』（龍門書店印行、一九七七年）は、『隋書』経籍志から正史・霸史の別が生まれ、『旧唐書』

より霸史は偽史と名を変えたと指摘する。

- (35) 『新唐書』卷五十八・藝文志二・乙部史録・正史類に「陳寿『魏国志』三十卷、『蜀国志』十五卷、『吳国志』二十一卷・並裴松之注」とある。『旧唐書』と異なり、魏・蜀を対等に扱ったことになる。

- (36) 一方で欧陽脩は、蜀の地のみに特化した『華陽国志』を「偽史」と認識する（『新唐書』卷五十八・藝文志第二・乙部史録・偽史類に「常璩『華陽国志』十三卷」とある）。これは、「統」を重視する欧陽脩の史観の表れなのか、『三国志』蜀書への態度と矛盾が生じていると捉えるべきなのかは、今後の課題としたい。

- (37) 『新唐書』卷五十八・藝文志二・乙部史録・正史類に「諸葛亮『論前漢事』一卷」とある。同書は『隋書』経籍志二・史・正史の項にも見えており、『新唐書』のみの特徴というわけではないが、『旧唐書』が記載しなかった書名が『新唐書』に見えるという点は留意してよいであろう。
- (38) 或ひと子を詰ること有りて曰く、「然らば則ち人を用ふる者は、専にして信す可からざるか」と。之に応へて曰く、「齊桓公の管仲を用ひ、蜀先主の諸葛亮を用ふるは、専にして信すと謂ふ可し。齊・蜀の臣民を挙げて之を非るを聞かざるなり。蓋し其の令出づるや国の臣民を挙げて従ひ、事行はるるや国の臣民を挙げて便ふ。故に桓公・

先主以て専ら任じて貳はざるを得るなり。使令出づるも両国の人従はず、事行はるるも両国の人便はざれば、則ち彼の二君は其れ肯へて専任して之を信じ、以て衆心を失ひ国怨を斂めんや」と。

- (39) 「夷陵雖小県、然諍訟甚多而田契不明、僻遠之地、県吏朴鯁、官書無簿籍、吏曹不識文字（夷陵は小県なりと雖も、然れども諍訟は甚だ多く而も田契明らかならず。僻遠の地なれば、県吏は朴鯁にして、官書に簿籍無く、吏曹は文字を識らず。）」（欧陽脩『与尹師魯第二書』「居士外集」卷十七）

- (40) 皇帝となつた劉備は孫呉に攻めこむが、夷陵において陸遜率いる呉軍に大敗して白帝城に落ち延び、蜀漢の章武三年（二二三）、六十三歳で没する。

- (41) 四部叢刊版『歐陽文忠公文外集』目録による。

- (42) 劉子健「欧陽脩の治学与従政」（新文豊出版社、一九六三年）ほか。東英寿「欧陽脩の夷陵貶謫と古文復興運動」（前掲）は、欧陽脩の夷陵時期における経書回帰と、『五代史記』における『春秋』回帰の傾向を通して彼が古文復興に動いていったことを論証する。また、小林義廣「欧陽脩における歴史叙述と慶暦の改革」（前掲）は、欧陽脩が左遷の憂き目に遭つて、同じく左遷された漢代の人・賈誼に共感していたことを指摘する。

(43) 景祐三年(一〇三六)の歐陽脩の夷陵貶謫を経て、景祐

五年(一〇三八)十月甲戌、李元昊は遂に皇帝に即位、国号を大夏と称し、元号を改めて天授礼法延祚元年とし、宋は同年十一月庚戌に宝元と改元した(『統資治通鑑長編』巻一百二十二)。宋が西夏対策に苦慮したことは、

宮崎市定「西夏の興起と青白塩問題」(『アジア史研究』一、東洋史研究会、一九五七年。本論では『宮崎市定全集』九、岩波書店一九九二年収録のものを参照した)ほかを参照。

(44) 注(4)所掲拙稿参照。

(45) 梅村尚樹「宋代地方官の着任儀礼 官学との関わりを中心に」(『東洋学報』九三―三、二〇一年)も参照。

(46) 小林義廣「『五代史記』の士人観」(『東洋史研究』三八―二、一九七九年。前掲「歐陽脩 その生涯と宗族」に収録)、および、同「歐陽脩における歴史叙述と慶曆の改革」(前掲)。

(47) 小林義廣「歐陽脩における歴史叙述と慶曆の改革」(前掲)。小林は、かかる歐陽脩の君主論を、至公の倫理的天子を戴く国家像、いわば「皇帝機関説」であるとし、その基盤は輿論であると説く。ただし、宮崎市定「北宋史概説」(初出は『世界文化史大系』一二、誠文堂新光社、一九三五年。本論では『宮崎市定全集』十、岩波書店、一九九二年所収のものを参照した)がつとに指摘してい

るように、宋代にあっても貧農・小作農といった天下万民は「輿論を造る機関を有せざる」存在であった。歐陽脩の理想的君主は、現代の我々が想起するような意味での「輿論」に基づく政策を行う天子というより、歐陽脩らの朋党に信頼を置き、政策を一任してくれる皇帝と言った方が実態に近いであろう。

(48) 西順藏「北宋その他の正統論」(前掲)。

(49) 周の亡より顕徳に迄ぶまで、実に千有一百一十三年の間、或いは理まり或いは乱れ、或いは取り或いは伝へ、或いは分かれ或いは合し、其の理 一概すること能はず、是を以て論者 此に於て難ずるなり。

(50) 然らば堯舜三代の天下を一にするは、論説するを待たずして明らかなり。秦の昭襄より周の顕徳に迄るまで、千有余年。治乱の迹、辨ぜざる可からず。而るに前世の論者、定説有ること靡し。伏して惟ふに、大宋の興り、天下を統一すること、堯舜三代と異なること無し。臣 故に曰く、論説を待たずして明らかなりと。

(51) 「正統弁下」(『外集』巻九)には、宋の「正統」を主張する表現が存在する。その内容は「勢から論じなければ、漢・唐そして大宋以外は「正統」ではない」というもので、歐陽脩の正統論の中でも異色の存在となっている。同論は徳を重視する点に特徴があり、それに基づいて「秦は

徳ではなく力で天下を得た。晋が曹魏を継承したのは、篡によって篡を継いだものである。隋もそうだ」として、秦・曹魏・隋の「正統」を否定している。のみならず、「漢や唐は「正統」だが、それでも遺憾なところがある」とまで述べている。同論は改訂前と改訂後の間に書かれたものであるが（前述）、その内容は彼の説くその他の正統論とは改訂の前後を問わず相当の差異がある上に、改訂後の正統論に「正統弁」上下に該当する内容は見えていない。つまり最終的に歐陽脩によって破棄された論であり、改訂前後の中間に位置しながら両者から断絶した存在になっているのだが、「正統」の判定が厳しくなっているという点では、改訂後のものと近いと見るべきであろうか。かかる論の中で「わが宋は「正統」である」というのは、心底から宋の「正統」を主張するものとも読めるが、改訂後に近い性格の論として見ると、やはり宋の「正統」に対する危機意識の表れと解釈できるように思われる。

(52) 齋木哲郎「欧陽脩『新五代史』の春秋学」(『鳴門教育学研究紀要』二二、二〇〇六年)。

(53) 「魏梁解」などを見ると、曹魏を悪と見做す傾向は欧陽脩の周囲にもあったようだし、欧陽脩自身も以前からそういう見方を有していた可能性は高い。このことと、小

林らの指摘する君主への不信という要素を併せて考慮したとき、正統論を改訂した時期の彼が「悪」の評価を前面に押し出した理由は、現実に対する鑑戒という側面と同時に、あるいは皇帝や宋朝に対する不満の表れという側面が若干はあるのかもしれない。

(54) かつて筆者は、前掲拙著第八章「宋代における三国論の展開と「正統」」にて北宋期の三国論について概観した。また蘇軾の三国論については、拙稿「三国論の過渡期と蘇軾」(『津田塾大学紀要』四七、二〇一五年)を参照。  
(55) 西順蔵「北宋その他の正統論」(前掲)。

(たなか やすひこ・実践女子大学准教授)